

平成22年度第3回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成22年6月8日（火） 午前9時30分から午後12時00分まで				
開催場所	平塚市勤労会館3階大会議室及び2階小会議室C				
出席者	委員	会長 三澤憲一、会長職務代理 赤塚健、委員 三浦克美、委員 杉本洋文、委員 加藤邦裕			
	特定行政庁				
	事務局	まちづくり政策部長 久永逸雄、建築指導課長 石井浩三、建築指導課課長代理 井上徹、同課長代理 武井隆、同主査 小澤勲、同主任 寺島俊太郎、開発指導課長 井上泰弘、開発指導課課長代理 山本三郎、同課長代理 鈴木英樹			
	その他	審査請求人 A（審査請求人総代）、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、k、l 処分庁 ビューローベリタスジャパン(株)m（処分庁指定代理人）、同n（同）、同o（同）			
欠席	なし				
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	16名
会議録署名委員	三澤会長、赤塚委員				
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局から、平塚市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会議は成立している旨の報告があった。</p> <p>会議録署名委員は、赤塚委員とすることです承された。</p>				

議案1及び議案3「審査請求について」は、会議の公開に関する指針の規定に基づき、非公開とすることが確認された。

2 議事

(1) 議案1 審査請求について

ア 口頭審査事前審議について

事務局から、議案2「建築準法第94条第3項に基づく公開による口頭審査について」の出席者の報告があった。

傍聴席数を超える傍聴希望者があった場合の対応について、本会議に限り特別の取扱いとすることが了承された。

前回の会議までの審議に基づき、本件審査請求の争点を確認した。

(2) 議案2 建築準法第94条第3項に基づく公開による口頭審査について

ア 平塚市黒部丘における変更確認処分の取り消しを求める審査請求

次の審査請求について、建築基準法第94条第3項に基づく公開による口頭審査を行い、審査請求人及び処分庁の主張の聴取を行った。

- ・平成22年2月12日付けで審査請求人A外1763名が提起した第BVJ-M09-11-0188号変更建築確認処分に対する審査請求

(会長)

それでは、はじめさせていただきます。私は平塚市建築審査会会長の三澤でございます。よろしくお願いいたします。本日の口頭審査に際しましては、一部敬称を省略させていただく場合もございますが、あらかじめご了承ください。

ただいまから、平成22年2月12日付けで審査請求人Aさん他1763名が提起いたしました、第BVJ-M09-11-0188号建築確認処分に対する審査請求について、平塚市建築審査会による口頭審査を行います。

この口頭審査は、建築基準法第94条第3項に基づいて行うものでございます。開催にあたりまして、はじめに注意事項を何点か申し上げます。ここにご出席の皆様は、私の指揮に従っていただきます。傍聴人の発言は禁止します。会議の秩序維持のため、必要があるときは、秩序を乱した方に退場を命じることもござい

ます。また、審査会は口頭審査記録作成のため録音を行います、それ以外の録音、写真撮影はご遠慮ください。次に、口頭審査の時間は約45分を予定しております。この時間内に進められるよう、発言は簡潔明瞭をお願いいたします。本件に関係のない事柄について発言がおよぶときは、陳述を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいたいと思います。

次に、本会の開催目的について説明申し上げます。行政処分に対する不服申し立ては、行政不服審査法の定める手続きによって行われることになっております。行政不服審査の手続きは、原則、書面審査主義であり、口頭陳述は例外でございます。ただ、建築基準法にはこれに対する特別規定がありまして、公開による口頭審査を行うことになっております。原則書面主義ということでございますので、既に請求人、処分庁から、審査請求書、弁明書、反論書など、詳細な書面が提出されております。これらの書面に基づき、建築審査会は審査をいたします。それが原則なのですが、書面では足りない部分について直接、審査会に対して補充していただき、関係人の主張の機会を保障し、公正な判断を図る。こういった趣旨で、この口頭審査を開催するものでございます。

それでは、事務局から、本日の出席者の確認をしてください。
(事務局)

はい、おはようございます。

建築指導課長の石井でございます。よろしくお願ひいたします。それでは私の方から出席者の確認をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方はお返事をよろしくお願ひいたします。審査請求人の方から確認させていただきます。総代の方のみお名前をお呼びしますのでご了承ください。審査請求人総代A様。

(審査請求人総代A)

はい。

(事務局)

そのほか35名の出席でございます。

次に処分庁の確認をさせていただきます。処分庁はビューローベリタスジャパン株式会社代表取締役佐々木泰介様の代理人であります3名の方が出席されております。ビューローベリタスジャパン株式会社m様です。

(処分庁代理人m)

mです、よろしくお願ひします。

(事務局)

同じく、n様です。

(処分庁代理人n)

nです。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

同じく〇様です。

(処分庁代理人伊藤優)

〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

なお、参加人に対しても本日の口頭審査の開催通知を送付いたしましたが、参加人からの出席はありませんでした。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。続きまして平塚市建築審査会委員及び事務局の紹介をしてください。

(事務局)

はい。それでは、建築審査会委員の紹介をさせていただきます。先ほどから司会をしていただいております、中央に三澤会長でございます。西側の窓側から加藤委員でございます。その隣が三浦委員でございます。会長さんの隣が赤塚委員でございます。その隣が杉本委員でございます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。平塚市まちづくり政策部長の久永でございます。建築指導課井上課長代理でございます。武井課長代理でございます。担当しております小澤主査でございます。同じく寺島主任でございます。申し遅れましたが私が建築指導課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会長)

これより口頭審査を始めますが、その前に本日の進め方について説明申し上げます。冒頭申しましたとおり、本日の陳述は、これまで提出いただいた書面の補充、補足ということになるわけですから、本日は書面で既に主張してあることは、時間節約のためここでの発言は極力控えていただきたいと思います。勿論、書面で主張し尽くせなかった部分について、ご説明いただくことは結構でございます。本日は建築審査会から、審査請求人、処分庁に対してたずねるかたちで進めます。つまり、関係人がお互いに問いただすというようなかたちで進めるものでないということです。ので、ご了解ください。発言する際は、係員がお手元までマイクをお持ちいたします。また、発言する際は、毎回、必ず氏名を名乗ってから発言をするようお願いいたします。

本件審査請求に対する我々の判断は、後日、裁決書という形で示します。よって本日は、審査会の見解や判断を求められてもお答えすることはありません。その点につきましてもご了解願いたいと思います。それでは初めに、これまで提出された書面の確認とその書面の字句などの補正があればお伺いします。なお、提出書面における主張への補足は、この次に伺いますので、まずは字句の訂正などがあればお聞きしたいと思います。まず審査請求人に伺います。審査請求人からは審査請求書、反論書が提出されて

おります。これまでの提出書面のうち、字句などを補正する点は
ございませんでしょうか。

(審査請求人総代A)

ございません。

(会長)

次に処分庁に伺います。処分庁からは、これまで弁明書が提出
されておりますが、提出書面のうち字句などを補正する点はござ
いますでしょうか。

(処分庁代理人m)

ありません。

(会長)

はい。ありがとうございます。

続きまして、これまで提出されました書面における主張への補
足事項についておたずねします。審査請求人に伺います。先に提
出されている審査請求書あるいは反論書の記載について、補足事
項がありましたらご発言ください。

(審査請求人総代A)

はい。おはようございます。請求人総代Aです。よろしくお願
いいたします。

本日の口頭審査は、昨年3月以降、私たちが行ってきた本件、
黒部丘地域へのパチンコ店の開発、これに対する反対活動の大き
な節目になるものでございます。少し時間をいただいて、審査請
求書と弁明への反論書の補足を3点述べたいと思います。まず第
一は、本件の基本的な事柄についての補足でございます。昨年3
月、私たちはこの黒部丘パチンコ店開発計画を事業者のニラクの
掲示で初めて知りました。住民にとっては寝耳に水の出来事であ
りまして、私も本当にびっくりしました。当時、この黒部丘地域
には別に過密なマンション問題という、住民にとっては大変大き
な問題もありまして、そちらに私たちはかなり関心を奪われてい
ましたけれども、突如として掲示が出た。聞いてみたら、パチン
コ店ができる。この平塚のJR線路の南側にはパチンコ店は一店
もありません。正確に言えば、花水川の向こうに、大磯海岸の近
くにありますが、私たちが平塚と考えているところには一
店も無いわけでありまして、なぜかというならば、この主に花水地
区は本当に良好な住宅地域でありまして、そして幼稚園があり、
保育園があり、小中学校があり、高等学校があります。そして園
児や生徒の通学路にもなっている大変大事な場所の、そこに大型
のパチンコ店ができる。平塚で2番目という大きさだという話も
聞いたことがあります。しかも、500台近い駐車場ができる。
単に駐車場ができるだけでは問題が無いかもしれませんがけれど
も、本件の非常に大事な問題の一つに、ちょうどそこがJRの鉄
道によって阻まれてまして、駐車場から出た車が北に抜けること

ができないという。これは大変特異な地勢のなかで、地形のなかで建てられる開発であったということでもあります。500台の駐車場から出る大量の車両というのは、出口から線路に沿ってとりあえず東に行きます。あるいはそこで右折をして、県道61号に再合流しようとするけれども、青になっている時間が非常に短いので、多分すぐにいっぱいになってしまいます。私も車を運転しますが、渋滞していたら渋滞していないところに車が流れますので、大半が桃浜町そして八重咲町という花水地区の良好な住宅地域、それも小さな街路がたくさんあるその地域に、流入することは明らかであります。パチンコができること自体が住民感情としては耐えられないという。これはお考えいただければ、パチンコ店自身が風俗店でありますから、そんなものがこんな地域にできることはとんでもないという住民感情がもちろんありますから、加えてこの大規模な駐車場から出る大量の車が実際にどうさばかれるのかということについて、住民は本当に真剣に懸念をいたしました。そして、今回大事な争点になっていきますけれども、このいわゆる前面道路という問題で、本当にこの構造の前面道路が法に適合しているのかどうなのか、そのことについて重大な懸念が生じました。

花水地区自治会連合会、花自連の会長のHさんが私の左側に座っておられますけれども、真っ先にこの問題について、とんでもないぞと声をあげたのは花自連でありました。そして5月には1万2千筆の議会に対する反対請願の署名を集められました。花自連の世帯数は6200です。つまり全世帯人員に匹敵する数の署名が集まったと。このこと自体が前代未聞であります。そして事業者には要求をして開催した二度の住民の説明会があり、大蔵市長そしてそこに座っていらっしゃる久永まちづくり政策部長にも、私は二度の面談を行いました。花自連は花自連で行っております。そして今回の開発についての問題点をずっとお話し申し上げてきました。本開発には重大かつ明白な違法があります。それは都市計画法そのものに、この開発が違反をしているという冷厳な事実であります。都市計画法はご存知のように、1万平方メートル以上の商業開発に対して、その前面道路として9メートルの道路が必要だという明確な規定を持っております。しかし、本開発用地の前面はちょうど掘割構造の地下道がありますので、実際に接している道路というのは西側の側道でしかありません。これは6メートル未満であります。これに対して平塚市は一年かけて、事業者とも調整をしながらどのような見解を出したのか。地下道部分を前面道路に含めるのはさすがに忍びない。しかし、東側と西側を足せば9メートルを満たしているのだから適法だというのであります。これは詭弁としか言いようがない。一体何を考えているのだ。私たち住民にとっては許すことのできない考え

方でありました。車両の円滑な交通においても相互交通が二つの側道でできるからいいのだ、という、これ自体が非常におかしな見解でありまして、さきほど申し上げましたように、北に抜けることができない道路ですから、その大半が住宅地域に入っていくわけですから、円滑な交通という問題でも大変重大な問題を秘めていることは明らかであります。そしてまた昨年12月に、新宿区のとぬきの森マンション問題というのがありまして、そこで最高裁が示した判断によるならば、道路というものは安全を確保する機能がある。つまり、いったん何かの災害が起きれば、例えばパチンコ店で火災が起きる、変な人が石油をかけて事故が起きるかもしれない。あるいはこの地域には二つの重大な大地震が切迫をしております。その時にサリン事件を考えても分かるように、最終的には前面道路に緊急車両が大量に入ってきて、場合によればそこで治療を行わなければいけない。本件、もしそういう災害が起きた時に、あの地帯は大混乱します。その時に幼稚園児の帰宅の途中であった、あるいは高校生が通行している最中であったという時に、そういう問題がもし起きた時に、一体平塚市はどういう責任をとるのか。こういう問題があったわけでありまして。

花自連や私たちの指摘を受けて、昨年6月に平塚市は県内10市に対して、本件のような場合に各市がどのような扱いをするかという照会を行いました。これに対して、全10市が平塚市の主張を退けて、私たちと同じ、前面道路は西側の側道のみであるという回答をしました。これは、とりもなおさず今回の開発が、都市計画法に違反をしている開発であるということを10市が示したことを示しています。市はこの調査結果を隠しました。そして、内部の報告文書においても、前例が無いという回答だったというような、歪曲した説明を行いながら事実を先行させて、とにかく開発許可を進めるということで進んだわけです。なぜならば、それに先立つ約1年間のあいだ、開発者のニラクの言葉によるならば、自分たちは1年近くこの問題だけで市と協議をしてきたんだと。その結果、これは3月ですけどね、市が適法なんだと言ったのだから、我々が関知するところではない、ということ公衆の面前で僕たちに言いました。そういう前段があるものですから、途中でどんな調査結果が出ようとも、どんな具合の悪い事実があっても、とにかく開発許可をする。許可をしまえばこっちのもんだ。まさしく、そういう態度だったと思います。事業者のニラクもまた、住民の再三の要求を無視し、車両の渋滞、混雑をはじめとする住民の懸念への一切の説明をしてきませんでした。それどころか、どれだけの車両が集まってくるのかというデータも明らかにすることをせず、平塚市はまた、昨年6月に車両がどれだけ流入するかというデータを貰っていたにもかかわらず、そのことを住民にも明らかにせず、我々の再三の開

示要求のなかで、今年の5月になって初めて、どれだけの車両が入ってくるのかが、私たちに示されました。開示文書によるならば、休日の最大時間帯で1時間に252台の車が流入をします。これが夕方あるいは閉店時になれば、500台の駐車場から一斉に車が出てくるのでしょうか。そのことによって、どのような渋滞が生じるのか、あるいは事故の危険が生じるのか、そのことについての分析を、検討を、市は一切していない。これはとんでもないことだ。住民がこれほどまでに心配していることについて、具体的な検討をしないで、ただ適法である、適法であるならば許可をせざるをえない、こんなことばかり言っている。一体市は何を考えている、どこを向いて仕事をしているのでしょうか。最後の機会なので言わせていただきたいと思います。

こうしたなかで、昨年11月6日には、平塚市は開発許可を強行いたしました。そして、1月には今私の右側にいらっしゃる株式会社ビューロベータスジャパンによって建築確認がなされたわけでございます。

平塚市が開発許可は都市計画法に対する重大かつ明白な違法な処分であります。このため、本年1月12日に市民604名が請求人となり開発審査会に対して開発許可を取り消す不服審査請求を行いました。さらに、2月12日には今、審査会を開いていただいていますけれども、じつに1763人という市民が請求人となって建築確認の取り消しを求める審査請求を行いました。これは全国でこのような事例は全くありません。せいぜい請求人は数十人です、多くて。どれだけこの地域の住民が今回の開発の中身そのものと、そしてそれを進めてこられた事業者と市のやり方に対して憤激をしているのか、そのことを示していると思います。これらについては、審査請求書において私たちは詳細に展開をしていますので、これ以上この場で説明することは避けたいと思います。

第2は本件、建築確認処分的前提となった平塚市が開発許可処分への不服審査請求に関する補足です。建築確認は明らかに、処分庁の弁明にもありましたけれども、市が開発許可処分を前提にしております。これについて私たちは平塚市長、処分庁の弁明、それに対する反論、それに対する再弁明、それに対する再反論、というかたちで詳細な書面のやりとりをしています。5月19日に開発審査会において今日と同じようなかたちでの口頭審理が行われました。当方の審査請求に対する平塚市の弁明、再弁明は極めてずさんなもので、中身的にも説明になっていないところが大半でした。「何とかと考える、思う」と全く証明も説明もできていないところが大部分でありました。到底まともな弁明になっておりませんでした。口頭審理においても、今日いらっしやっている請求人の方々は、当日もおいでになった方々も多いと思いま

す。弁明をされた課長さんの発言にしても、私たちの主張に対してほとんど答えていない。こんなことで、こんな重大なことが通っていくのかというふうに私はびっくりしましたけどね。実際はそういう中身であったわけです。法的にも道義的にも、平塚市の主張は成立をしてない。そうした開発許可処分が前提となって、今回の建築確認が行われているということが、非常に重大な点であります。

市長も久永まちづくり政策部長も、法に適合すれば許可せざるを得ないということを、議会でも私たちに対しても再三答えられています。ところが、本件の最も大事な点は、この開発が、一見して明らかに都市計画法に違反をしているという事実なんですね。にも関わらず、法に適合していれば許可せざるを得ない。あたかもやむを得ないような言い方をすると、虚偽がある。

近隣10市と同じように、ここでは1万平方メートル以上の商業開発は無理なんだと。どう考えたってここでは無理ですよという。これを、一昨年の7月辺りから行われた、ニラクが1年かけて行ったとされる事前協議の事前相談の段階で、市が言明をすれば、今日のような紛争になっていないんですよ。

ところが、近隣10市とは全く違った対応をされた。一生懸命、8箇月か10箇月議論をされて、そこで、先ほど申し上げたような、両方の側道を足せば、9メートルになってるじゃないかという、詭弁を持ち出されたと。これは、事業主さんの責任であると同時に、もう一つの案件の処分庁である平塚市の重大な責任であります。

背景にどのような事情があったのかは、私たちはうかがい知ることができませんけれども、1年近くをかけて、事業主さんの開発が進むような、そういう答弁を考え出され、それを考え出された後で、10市に照会をしたら、みんなが平塚市の考え方を否定したけども、その時にはどうにもならないからとにかく進んだと。これが実態である。

こんないい加減な行政の対応の中で、私たちのまちが、とんでもない話に変わっていく。単にパチンコ店の問題だけではなくて、これかれもたくさん同じことがあるんでしょう。同じやりかたで本当にいかれるのでしょうか。平塚市のまちづくりってというのは一体どうなっているのか。私は本当に疑問に思います。子や孫たちに、変なまちを私たちは受け渡さざるを得なくなるかもしれない。それは耐えられないです。

第3番目に、処分庁株式会社ビューローベリタスジャパンの弁明について、反論をいたします。補足をいたします。

処分庁は弁明書においてこう述べています。開発行為の適否と関わりなく、開発行為の許可内容と建築確認申請による計画内容

の整合性を確認すれば足りることから、本件確認処分にはなんら問題がない。こういう弁明をされています。

ところが、第一にまさしく、開発行為の許可内容、これ自体が、明白かつ重大な、法律の違反を犯しているという、こういう問題があります。そのことを前提にして初めて、この建築確認が行われるわけであります。どれだけ違法な開発許可処分であっても、いったん行政によるそれがなされれば、そのことを前提として建築確認が行われ、建築が進行する。今回はそういう経過をたどっております。これはまぎれもなく現在の法制度が、おかしいんじゃないの。私はそう思います。

多分、民間の不法行為をチェックすべき行政庁自身が、違法であることを知りながら、違法、脱法な処分をする。そんなことを法が予定していなかったのでしょうか。そうしたそれがいったん行われれば、まともな説明もしないなかで、しかし、次の手続きが進行していくという、これが今回の建築確認の処分であります。

私たちは、当然このまちづくりの法の不備ということとはたくさんありますけれど、平塚市で露呈したこの不備について、国会あるいは政府に対し、あるいはまちづくり条例の改正という場面において、その是正を求めていきたいと思っております。

反論書に書きましたけども、私たちは開発審査請求において、市の開発許可処分の取り消しを求めています。その取り消しが認められた場合には、当然ながら、本件建築確認処分の前提がなくなることを意味します。確かに、形式的には処分庁もおっしゃるように、民間の株式会社ですけども、形式的にはですね、本件建築確認処分は法的要件に合致していますが、実質的な法的要件は未だに備わっていないという、当然のことを私たちは主張しております。不服審査請求によって求めたように、本件、明白かつ重大な開発許可処分を前提とする建築確認の取り消しを私たちは求めています。少なくとも、本建築審査会の裁決を開発審査会の裁決後に行うよう、これも当然のこととして求めたいと思います。

最後に、ここに本来ニラクが参加人として来られるということなので、是非ニラクにも申し上げたかったんですけども、まちづくり政策部長、行政の方々、若い方々がおられますので、最後に一言だけ言います。

住民を敵に回して、言い逃れやあるいは強権でもって、住民を打ち負かしたとしても、そんな企業にも、そんな業界にも、そんな行政にも、明日はないです。あなた方は一体どちらを向いて仕事をしているのか。これだけ問題が噴出をして、まさに民意というべき、大変たくさんの方々懸念を示しているにも関わらず、これに対してきちんとした説明もなく、とにかく、よく分からない理由でもって、適法だからやらざるを得ないみたいな、言い逃

れでもって進んでくるという、それはとんでもないと思います。裁判で勝てばそれでいいという話では絶対ないですこれは。近い将来、本件について、処分庁のみなさん、平塚市長はじめ、そして開発者のニラクも含めて、この開発が実は間違っていましたと、そのことについて住民の方々にお詫びをする、そういう場面を我々は求めたいし、またそうなることを確信をしています。

今日は実は、なでしこ幼稚園のqさんが、どうしてもやむにやまれず幼稚園の行事で欠席をすると。なでしこ幼稚園には、私の2人の息子も通いました。ちょっと遠いんですけどね。代官町からも通ってるんですよ。旗を持って。そして、幼稚園の園児を、保護者とそして先生方が、誘導しながら、たくさんのコースに分かれて、まさにこの開発の前面の、それも信号もない横断歩道を渡って行きます。

このパチンコ店ができるならば、このなでしこ幼稚園には、通わせることができないというふうに言っているお母さんたちもいます。それぐらい大変大事な問題なんだということを、申し上げたいし、それからpさんは、この前の口頭審理のときに、良好な地域だから無理してお家を買ったと、しかし、こんなものができて、自分の娘がどんな風になっていくのか、本当に心配だというふうに、お母さんの立場から切々と述べられていましたけども。そういう住民の、本当に深刻な懸念があって、前代未聞の数の審査請求が出ているということについて、最後にもう一度強調させていただきたいと思います。

今日は総代は、私だけですけども、花自連のH会長がいらっしゃいますので、住民と接触をしながら、この間取り組みを進められていた立場から、一言補足の発言をお願いできればと思ってましたので、どうぞお願いを、許可を求めたいと思います。

(会長)

はい。ただ今のご発言でございますけれど、Aさんらが提出をした審査請求の全員の代表意見であるということによろしゅうございますね。

(審査請求人総代A)

はい。

(会長)

その他に、請求人の方で、発言される方。

(審査請求人H)

よろしゅうございますか。

(会長)

はい、どうぞ。

(審査請求人H)

Hと申します。パチンコ店ができるあの一带、8自治会ございますけれど、その自治会の総代をしております。この問題につい

てですね、今、A総代からですね、色々説明がありましたので、それに全部尽きると思います。ただですね、Aがそのなかでも申し上げましたとおり、1万2千の署名を集めた。これはですね、花水地区からいうと、ほとんどの世帯がこれに署名したと。その住民感情をですね、是非十分考慮していただきたいと。私たちはですね、ここにも市の部長さん以下いらっしゃるんで、なぜ市が、これまでの私たちの反対をおしてまで、開店することにですね、固執するのか、今もって理解できません。

市民派を名乗る現市長はですね、パチンコの、新町のパチンコ店反対をですね、選挙に掲げて当選された。その市長との最後の会合でですね、実際にはできてみたら大したことがないと。その言葉を聞いたとき、我々は何とも言えない絶望感を感じました。住民感情がですね、やはり世の中の政治を動かしていく。そういう世の中にしたいと私たちは思っております。

市長との最後の会合で、ある自治会長がですね、私たちは、例えパチンコ店が開店しても、私たちの反対の意思は貫いていくんだと言った言葉が、今印象に残っております。

私たちが主張した問題は、何一つ解決されておりません。私たちは、例えばですね、前面道路の問題、あるいはですね、特に桃浜町、あるいは八重咲町に流れ込んでく車の起こす問題等ですね、これからもいちいち検証していかなきゃいけないんじゃないかなと、そんな風に思っております。以上でございます。

(会長)

ただ今、発言されたHさんの意見でございますけれど、やはり代表意見ということでよろしゅうございますか。

(審査請求人H)

はい。

(会長)

はい。ありがとうございます。それ以外に、いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい。それでは、続きまして処分庁にお伺いします。先に提出されている弁明書の記載事項について、補足したい事項がありましたら、ご発言ください。

(処分庁代理人m)

処分庁のmです。都市計画法29条は、建築基準関係規定のなかへ入っておりますので、そのことについての当社の立場なり態度は、弁明書のなかで書きましたとおりで、このことについて付け加えることはありません。

我々が確認処分してから、1月21日に確認処分してからおおよそ5箇月、あと審査請求が提起されてから、3箇月が経っております、その後、建築行為の方が進んできましたので、そのことについての補足としてのご報告を申し上げます。

今年の4月23日に完了検査申請の受付をいただき、実際に5月の11日に完了検査の実施で現場に行っております。その後、5月27日に、指摘事項がすべて消去されたことから、建築基準法の検査済証の交付を行っております。以上です。

(会長)

はい、分かりました。それでは一通り、関係人は発言をしていただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、次に平塚市建築審査会からの質疑に移ります。各員の方で、審査請求人、処分庁に対する質問がございましたらお願いします。

他に特に発言はございませんですね。特になければ、口頭審査はこれで終了させていただきます。出席者の皆様、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

(事務局)

請求人の方々、処分庁の皆様、お疲れさまでした。傍聴人の皆様も進行にご協力いただき、ありがとうございます。ただ今をもちまして、口頭審査を終了したいと思います。ありがとうございました。

(3) 議案3 審査請求について

ア 口頭審査事後審議

審査請求人適格について審議を行った。

口頭審査において請求人側から発言のあった内容も検討した上、本件処分を取り消すに足る違法性があるか否かを審議した。

本件は、次回も引き続き審議を継続することとなった。

3 その他

事務局から、議題2において開催した口頭審査における審査請求人の出席総数が38名であった旨、報告があった。

次回の開催日程は、平成22年6月21日(月)となった。

4 閉会